

官報 号外

平成十八年四月十三日

○第一百六十四回 衆議院会議録 第二十一号

平成十八年四月十三日(木曜日)

議事日程 第十六号

平成十八年四月十三日

午後一時開議

第一 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

たための国有財産法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

消費者契約法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案(菊田真紀子君外三名提出)の趣旨説明及び質疑

○中谷元君登壇

〔中谷元君登壇〕

○中谷元君 ただいま議題となりました電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、高度情報通信ネットワーク社会の形成、ブロードバンドゼロ地域解消に寄与するため、光ファイバー等の高度通信施設等の整備を促進する措置を引き続き講ずる必要があることか

ら、電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を平成二十三年五月三十一日まで五年間延長しようとすることあります。

本案は、去る四月四日本委員会に付託され、四月六日竹中総務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。昨十二日、質疑を行い、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○本号末尾に掲載

○議長(河野洋平君) 日程第一、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔本号末尾に掲載〕

〔小野晋也君登壇〕

○小野晋也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国有財産の一層の効率的な活用と売却を推進するため、国有財産制度について所要の改正を行ふものであります。

その主な内容は、国有財産の民間利用を促進するため、行政財産の貸付対象を庁舎等の床面積の余裕部分等に拡大すること、

不整形地等売却困難な土地等の売却を容易にするため、新たな交換制度を導入すること、国有財産の有効活用を促進するため、借り受け庁舎等を財務大臣が行う使用調整及び実地監査の対象に追加すること、

国有財産の効率的な整備を推進し、地震防災機能を高めるため、庁舎等の整備のための新たな仕組みを導入することと

等の措置を講ずることとしております。

さらに、一般会計から特定国有財産整備特別会計への繰り入れ規定の廃止、同特別会計から一般会計への繰り入れ規定の新設を行うこととしております。

本案は、去る四月三日当委員会に付託され、五日谷垣財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、昨十二日質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

官 報 (号外)

仕組みを、内閣総理大臣による認定制をとつており、団体の範囲を著しく狭めていますが、民主党案では、法令で定める登録拒否事由に該当する場合を除いて、登録制をとることとしてあります。これにより、中間法人や消費生活協同組合も適格消費者団体となり得るなど、範囲をより拡大して、制度の積極的な運用が期待できるものとしています。

加えて、民主党案は、登録制にかかる登録基準を明記することにより、行政による裁量を排除する仕組みをとっています。この点、政府案は、抽象的な認定基準であり、行政裁量の余地が残る仕組みだと考えております。

第四に、適格消費者団体への支援について必要な規定を設けております。

適格消費者団体は、差しとめ請求権の行使や損害賠償等団体訴訟の追行など、消費者利益のための積極的な活動が期待されます。そこで、民主党案では、適格消費者団体が行う差しとめ請求関係業務や損害賠償等請求関係業務の公益性にかんがみ、国及び地方公共団体は、それら業務のために必要な資金の確保に努める旨の規定を設けております。これまで以上に、自治体も消費者の権利保護のために積極的にかかわることを求めています。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその概要であります。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

消費者契約法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び消費者契約法の一部を改正する

法律案(菊田真紀子君外三名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。林田彪君。

〔林田彪君登壇〕

○林田彪君 自由民主党の林田彪でございます。

私は、自由民主党並びに公明党を代表し、たゞいま議題となりました消費者契約法の一部を改正する法律案につきまして、猪口大臣に質問をいたします。(拍手)

近年、消費者と事業者の間の契約、いわゆる消費者契約に関するトラブルは増加し続けております。最近では、悪質な住宅リフォーム問題などが記憶に新しいところですが、このように大きく社会問題化したものに限らず、消費者トラブルは、多くの消費者が同じような被害を受けるという特徴があります。つまり、加害者である事業者が消費者に対する不当な行為をやめない限り、被害は次々に拡大してまいります。

このため、事業者の不当行為自体そのものをやめさせるための方策がぜひ必要であります。そのため方策として、一定の消費者団体に事業者の不當な行為に対する差しとめ訴訟を認める、いわゆる消費者団体訴訟制度の設定は極めて重要かつ今日的な課題であると考えております。

消費者問題への対応は、一義的には、業種ごとのルールの徹底や取り締まりなど、行政による対応が重要であることは言うまでもありません。しかし、新しい問題や複雑な事案が次々に発生してお尋ねいたします。

いる今日、さまざまな方法で、多面的に消費者問題に対応していく必要があると考えます。

本法案は、一定の要件を備えた適格消費者団体に事業者の不当な行為に対する差しとめ請求権を認めるという画期的なものであります。消費者トラブルの未然防止、拡大防止に大きな役割を果たすものと期待しております。

このような訴訟制度は、欧州諸国では既に長年にわたり運用され、社会に定着しているとも聞いております。我が国でも多くの消費者が、一日も早くその導入を待ち望んできたものであります。

このたび、我が国において初めて消費者団体訴訟制度を導入するための本法案が国会に提出されましたことは、極めて意義深いものと考えております。そこで、まず初めに、この制度の必要性と意義について、大臣の御認識をお伺いいたします。

一方、この消費者団体訴訟制度は、不特定多数の消費者の利益を守るために、直接の被害者とは異なる一定の要件を満たす消費者団体に差しとめ請求権という特別の権利を認めるものであり、我が国の法制上、全く新しいものであります。このため、制度導入に当たっては、広く国民に理解され、かつ信頼されるものとなるようすべきであると考えております。

差しとめ請求権は、社会的にも経済的にも大きな影響力を持ち得る権利であります。それだけに、制度の濫用、悪用を防ぐため、適切かつ慎重な制度設計をする必要があると考えます。そこで、二点目として、制度の濫用、悪用の懸念に対して、本法案ではどのように対応しているのか、お尋ねいたします。

本制度は、先ほど述べましたように、我が国において全く新しい制度であるだけに、制度をつく

るだけではなく、その仕組みそのものが社会に円滑に導入され、適切な活用が図られていくようになります。

消費者全体の利益を守るという本制度の趣旨にかんがみれば、広く消費者みずからが適格消費者団体の活動を支えていく必要があります。また、適格消費者団体はその活動を通じて消費者からの信頼を確立し、被害情報が消費者から積極的に寄せられ、それを受けて、適格消費者団体は差しとめ請求権を適切に行使し、問題の早期解決につなげる。あるいは、適格消費者団体の趣旨に賛同する消費者は、みずからが会員となったり、活動への寄附を行う等、そうした好循環が働き、制度、仕組みが回っていく姿が望ましいと思っております。

また、この制度が既に定着している欧州諸国では、訴訟が提起される以前に、適格消費者団体と事業者との間の事前交渉を通じて大多数の紛争が解決されていると聞いております。その意味で、適格消費者団体と被告サイドに立つ事業者が、お互いに過度に意識し警戒し合うのではなく、建設的な形で制度に臨めるよう、事業者にも制度の趣旨が浸透していく必要があると考えております。

これらの取り組みにつきましては、適格消費者団体みずからの努力が何よりも重要と考えますが、行政としても、後押しすべきときは後押しすることが、広く消費者問題を効果的に解決するためには重要と考えております。

そこで最後に、消費者団体訴訟制度が社会に円滑に導入され、適切な活用が図られていくよう

するためには、行政としてどのような環境整備をするつていくのか、お伺いいたします。

一昨年成立した消費者基本法は、消費者政策の基本理念として、消費者を単に保護するだけではなく、消費者の権利と自立支援を重視した政策の推進を求めております。本法案で導入を図る消費者団体訴訟制度は、まさにこの要請にかなつたものと考えております。

消費者トラブルが多様化、複雑化している今日

では、行政だけではなく社会全体で、また多様な方法により消費者問題に対応していく必要があり、この制度導入が我が国健全な消費社会の形成に向けて重要な第一歩となることを期待し、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣猪口邦子君登壇〕

○國務大臣猪口邦子君 林田議員より三問御質問をいたしておりますので、お答え申し上げま

す。

まず、消費者団体訴訟制度の必要性と意義について御質問がありました。

消費者と事業者の間に、情報力と交渉力の格差があります。そのようなことにかんがみまして、平成十三年から消費者契約法が施行され、被害に遭つた消費者の救済が個別的、事後的に図られるようになりましたが、同種の被害が発生していく、そして拡大していくことを防止するには限界があります。

このため、一定の消費者団体が事業者の不当行為そのものの差し止めを請求できるよう、消費者団体訴訟制度を導入する必要性が高いものと考えております。本制度は、消費者被害の発生や拡大の防止に果たす役割がとても大きく、直接の被害ではない第三者たる消費者団体に請求権を付与

するという点におきまして、画期的なものと考えております。

次に、制度の濫用や悪用に対する懸念についての御質問がございました。

新たに導入した制度も、濫用や悪用が生じるようでは社会に定着してまいりません。このため、消費者全体の利益擁護の役割を担うにふさわしい実質を備えた消費者団体に限り、差しとめ請求権を認めることとしております。

具体的には、内閣総理大臣が適格消費者団体を認定することとし、その適格性が維持されるよう、報告徴収や改善命令など必要な監督措置も講ずることとしております。また、適格団体が適正に業務を実施し、国民に対し説明責任を果たすよう、財務諸表の閲覧など団体の情報開示を徹底することとしております。

最後に、行政としての環境整備についての御質問がございました。

適格消費者団体の自主的な取り組みを基本としつつ、行政としても、適格団体が業務を円滑に実施できるよう環境整備を図つていくこととしております。このため、制度の意義や適格団体の活動について国民の理解が深まるよう、制度全般の周知、広報に努めてまいります。

また、適格団体が請求権を行使するに当たっては、広く消費者から被害情報を収集したり、訴訟結果の周知を図ることが重要であります。このため、行政としては、国民生活センター等の有する消費生活相談情報の提供や、差しとめ訴訟の結果得られた判決内容の公表などを通じ、適格団体の情報面での負担軽減を図つてまいります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 泉健太君。

〔泉健太君登壇〕

○泉健太君 民主党の泉健太でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表いたしまして、また、全国で消費者被害に遭い、つらく苦し

い思いをしている幾多の国民を代表いたしまして、ただいま議題となりました消費者契約法の一

部を改正する法律案の政府案並びに民主党案に対し質問をいたします。(拍手)

皆さん、消費者被害の実態は御存じでしようか。賃貸物件の敷金や大学の入学金などを返還しない条項を盾にした契約条項トラブル、英会話、絵画、悪質訪問販売などの勧誘商法トラブル、架空請求や欠陥商品販売などの詐欺商法トラブル、

二〇〇四年度の全国の消費生活センターへの相談は百九十二万件。何と十年前の八倍にも上つています。また、最近の傾向として、一つの業者が社名を変え、営業エリアを変え、悪質な契約行為が繰り返されるという被害、インターネットによつて全国各地で一気に被害が拡大するケースが多發をしており、新たな対応が早急に必要です。

私たち国会議員は、今、この数を統計資料として片づけるのではなく、その一つ一つに悲劇があり、国民の人間不信、社会不信が増幅していくことを忘れてはなりません。

まず一つ、被害額が裁判を起こすには割に合わない金額であり、結果的に被害者が泣き寝入りをするケース。第二に、被害者が訴訟を起こすには時間的、精神的負担も大きいということ。第三に、被害者個人が裁判での立証責任を果たすことは非常に困難であるということ。こういったことが大変ハードルをつくつております。

消費者と事業者は本来対等な立場であるはずですが、実際には、消費者と事業者には情報力、交渉力などにおいて格段の差が存在をします。その意味で、消費者を保護する実効性のある仕組みをつくることが求められていることは、政府案、民

主党案の共通の認識であると思います。

しかし、その共通認識を持つはずの両案です

が、今回提出された法案のうち、なぜか政府案にこれらの点についてお答えください。

そして、本日この解決案を本会議で議論し、今後は委員会で議論がなされます。その中で、とりわけ巨大与党、自民党、公明党の役割、そしてこの政府案を作成した政府は、役割と同時に責任もまた大きいことを御認識ください。

さて、今回の消費者契約法の改正とは、消費者被害を防止するとともに、消費者被害に遭つた個人にかわって一定の適格性を持つた消費者団体に訴訟権を与え、消費者保護と救済を図ろうという新しい仕組みです。

私は今から、政府案に対し問題点を指摘するとともに、同時に提出をされた民主党案に対して質問をしたいと思います。

まず、共通認識の部分ですが、被害を受けた一人一人の消費者であつても、業者を相手取り訴えを起こすことには幾つかのハードルがあります。

まず一つ、被害額が裁判を起こすには割に合わない金額であり、結果的に被害者が泣き寝入りをするケース。

まず一つ、被害額が裁判を起こすには割に合わない金額であり、結果的に被害者が泣き寝入りをするケース。

私は今から、政府案に対し問題点を指摘するとともに、同時に提出をされた民主党案に対して質問をしたいと思います。

まず一つ、被害額が裁判を起こすには割に合わない金額であり、結果的に被害者が泣き寝入りをするケース。

は、大事な大事なところに五つもの穴があいております。

まず一つ、個々の消費者の受ける被害の一一番は、当然金銭的な被害です。なのに今回、政府案では損害賠償請求権がありません。販売差しとめ請求権のみが規定をされています。消費者団体と被害者、国民が本音で願っているのは、民主党案に書かれている損害賠償請求権じゃないでしょうか。大臣、いかがでしょうか。

これまでの消費者被害では、勇気ある、そして熱意ある被害者がみずから声を上げ、時間や資金などの労力を割いて、被害者の会を結成し、血のにじむような努力で長期に及ぶ裁判を続けてきて初めて、損害賠償を獲得するなど被害者救済が図られていました。その中では、弁護士の多くも手弁当で訴訟を手伝うことも多々あったのは周知のことです。それでは被害を防ぐことはできないということ、そこで、今回の消費者契約法の改正が議論をされているのです。

金銭の被害実態があるのに、適格消費者団体は販売差しとめの訴えだけで、損害賠償の訴えはできない、これが現在の政府案なのです。これでは悪質業者にやり得を許してしまうことはならないでしょか。これでは被害者の救済に消極的だと言わざるを得ません。大臣、なぜ、何ゆえこんな消極的な案にしたのか、お答えください。

(拍手)

初めての団体訴権の導入だから、総合的に考え、そういう答弁は要りません。この法律を今回成立させなければ損害賠償請求権の盛り込みは無理と、審議会や各検討委員会などで、政府はそんな暗黙のメッセージを消費者団体や学識者に送つ

てきたんじゃないでしょうか。きょうのこの審議を多くの関係者が見ております。その前で、この疑惑に対しても大臣の答弁をお願いいたします。

そして、今国会では、犯罪収益吐き出し法案も審議をされると思います。今や、悪質業者による被害をストップさせるだけで喜んでいた時代ではないはずです。被害者の保護のみならず救済、悪質業者への制裁という意味からも、当然、損害賠償等請求権が盛り込まれるべきと考えますが、いかがでしょうか。今後、検討の用意があるかも含め、大臣の答弁をお願いいたします。

これに対して、民主党案では、損害賠償請求権を盛り込み、消費者被害の救済の実効性を確保しております。民主党提案者に、なぜこれを盛り込めておりました。民主党案では不可能なのか、答弁を求めます。また、損害賠償等請求権によつて具体的にどんな消費者被害が救済されると考えているか、提案者の御答弁をお願いいたします。

次に、二つ目です。

消費者にかわって訴訟を起こすこととなる適格消費者団体についてです。消費者にとっては、業者に裁判を起こすということは日常生活において大ごとだと思います。また、消費者団体にアクセスをするといふことも、実はなかなかできないことはないでしょか。その意味では、さきの相談件数も水山の一角かもしれません。

だからこそ、消費者にとって、まず消費者団体が身近な団体でなければなりません。しかし、その適格消費者団体が政府案では認定制、かつ認定の使用のみ。しかし、消費者が差しとめ請求をしてほしいのは、消費者契約法違反にとどまるものではありません。

例えば、敷金を全額返済しないと書いた不動産

す。これではアクセス障壁が高過ぎます。さらには、これでは遠方での訴訟にも対応しなければならず、消費者団体は資金面でも組織維持に大変苦労を強いられます。民主党案では登録制であり、登録更新は五年ごと、国及び地方公共団体による審議をされることはなく、今この時点で法案を盛り込むことなく、今この時点で法案を盛り込むべきと考えますが、大臣、いかがであります。民主党案では、これらも差しとめ請求の対象に含んでおります。民主党提案者の見解もお聞かせください。

そして、四つ目です。

政府案では、適格消費者団体の訴訟による確定判決があると、その後は原則として同一事件についての差しとめ請求訴訟はできないことになります。

そして、大臣、訴訟とは準備から判決に至るまで長期を要します。特に、この消費者団体訴訟制度においては、違法行為を発見し、事例を集めることなど、訴訟には十分な準備が必要と考えられます。政府案では、一たん判決が出ると後の同様の訴訟が遮断をされてしまうということからも、十分慎重な訴訟準備が必要です。その意味で、政府案の認定有効期間三年では、同一の案件を扱つている間に認定が切れかねません。せめて有効期間を五年とすべきと考えますが、大臣、いかがでしょうか。

次に、三つ目でございます。

政府案では、差しとめ請求の対象行為を随分狭く規定しています。消費者契約法に規定する不当な勧誘等の行為、消費者を不當に害する契約条項の使用のみ。しかし、消費者が差しとめ請求をしてほしいのは、消費者契約法違反にとどまるものではありません。

私は、この制度を実効ある仕組みとして機能さ

せるためには、事業者が不当行為を行つたその行為地の管轄も認めるべきではないかと考えます。政府と民主党提案者の見解もあわせて伺いたいと思います。

我が国の消費者政策は、消費者保護基本法の制定以来、国民各層、特に消費者団体などの不断の努力によって着実に前進を続けてまいりました。民主党も一九九九年、政府に先駆け消費者契約法案を国会に提出し、これを契機に翌年、政府案が全会一致で成立し、事業者の不当行為に消費者は、契約の取り消し、そして条項の無効を主張できることとなりました。

しかし、今もなお、地域で地道に暮らす国民、弱い国民こそが悪徳業者にねらわれ、被害に遭っています。小泉政権のもとで広がる格差社会において、消費者の間には、経済格差のみならず、情報格差、訴訟力の格差までが広がりつあります。そうしたとき、高支持率の政府・与党、小泉政権の役割は何でしょうか。高支持率だからこそ、困難な論点を乗り越えて、最高の法律をつくるべきではないでしょうか。この法律でいえば、今指摘をした五つの点をしっかりと穴をふさぎ、消費者の立場に立つて消費者契約法を改正することが政府・与党に求められている役割じやないでしょうか。

なのに、今の高支持率の小泉政権は、まるでただ高いところを飛び続ける飛行機のようです。苦しい国民をただ下に見て、好みの見物を決め込んで、そして大事な部分を先送りして、この法律の改正を進めようとしております。今、地上には、多くの被害に遭っている消費者がいるんです。格

差に苦しむ多くの国民がいるんです。総理、大臣、この実態を見ていたきたいと思います。巨大与党ならばこそ、しっかりと地に足のついた法の改正を行つていただきたいと思います。ただ高い支持率を維持しようとするだけの小泉政権には、私は価値はないと思います。(拍手)

総理、そして猪口大臣、そのたま高く飛び続けただけの飛行機からは、この法案だけで五つの穴があき、そこからオイルが漏れているようなものですが、地上で苦しむ被害者、消費者を見るならば、しつかりとこの五つの穴をふさいでいただきたい。

今や、小泉さんのこの飛行機からは、道路公團、官製談合、天下りの問題を見てもわかるように、改革や倫理という大切な部品までもが次々と落下をしております。消費者を見る気がないなら結構です。私たちは、小沢一郎代表とともに、国民と手を携え、新しい政権をつくるのみです。

常に後追いとなつてきた政府の消費者行政に対して、民主党は、消費者の視点からの実効性ある仕組みを整え、消費者の権利擁護を図るべきだと考えます。政府案に再考を求め、全国の消費者、被害者のために、私たちが指摘する五点の穴をふさぐ改革が行われることを切に願い、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣猪口邦子君登壇〕

○國務大臣(猪口邦子君) 泉議員から六問御質問をいただきましたので、お答え申し上げます。

まず、消費者トラブルが多発しており、社会不信が増幅することへの解決策を示すべきとの御質問でござります。

適格消費者団体につきましては、消費者全体の

消費者を取り巻く経済社会情勢が大きく変化する中、一昨年、議員立法によりまして制定されました消費者基本法は、これから消費政策の大方向性として、消費者の権利の尊重と自立支援を基本理念として置いてございます。この理念を具体化していくことが必要であります。まさに、このたび、平成十二年に制定された消費者契約法を改正し、消費者団体訴訟制度を導入し、消費者被害の発生、拡大の防止を図ることとしたします。

次に、損害賠償請求権についてでございます。消費者被害については、同種の被害が多数の者に及ぶという特徴があることから、被害の発生や拡大を防ぐことがます何よりも重要であり、事業者の不当行為そのものを差しとめの請求権を適格消費者団体に付与する必要があります。

これに対し、損害賠償は事後救済のための手段であり、被害を受けた個々の消費者に請求権がありますことから、被害当事者ではない第三者である団体にその権利を付与することについては、より広く、少額多数被害救済のための手法、司法アクセス改善との関係も踏まえていく必要があるのです。こうしたことから、損害賠償請求についても、今回の制度化の対象とはしていません。

差しとめ請求権は、社会的、経済的に大きな影響を及ぼし得るのであります。ですから、その対象は、具体的、明確であることが必要であります。

いわゆる推奨行為につきましては、消費者、事業者間の契約を直接規定するものではないわけです。推奨行為の主体や程度には種々さまざまなものがあり、これら推奨行為を差しとめ対象とすれば、事業者団体による取引適正化のための活動まで委縮させるおそれがあります。

この点に關しまして、国民生活審議会の報告書では、その必要性も含めて、慎重に検討」とされたります。

次に、適格要件と認定制度についてでござります。

適格消費者団体につきましては、消費者全体の利益擁護の役割を担うにふさわしい実質を備えていることが必要であるため、団体の活動実績等の要件を設定し、申請団体ごとに実質的な判断を行う認定制度としております。

また、認定の有効期間につきましては、団体側の負担等も勘案しつつ、適格団体の業務の適正な運営を確保し、制度の信頼性を維持する観点から、三年としております。適格要件を満たしていない限り認定が更新されることから、訴訟の継続には支障ないと考えます。

なお、適格団体の活動を支援するため、国民生活センター等の有する消費生活相談情報の提供や、差しとめ訴訟の結果得られた判決内容の公示、周知などを用いての御質問であります。

次に、差しとめ対象についての御質問であります。

消費者団体訴訟制度は、消費者全体の利益を擁護するという、いわば公益的な目的のために、直接被害を受けていない第三者たる特定の団体に政策的な権利を付与するものであり、できる限り紛争の一回的解決を図る必要があります。確定判決がある場合などの同一事件の取り扱いは、このような制度の特性に由来する制約であり、判決の効力は第三者には及ばないと民事訴訟の原則を変更するものではないと考えております。

最後に、裁判管轄についてでございます。

適格消費者団体と事業者との公平に攻撃防衛を尽くせるという観点から、被告事業者の本店所在地を基本としつつ、あわせて、実体を伴う営業所等の所在地による管轄を認めることとしております。なお、本制度では、消費者全体の利益擁護を目的とするものであり、個々の消費者に対し事業者が不当行為を行った地を管轄とするのは適当ではないと考えます。(拍手)

〔小宮山洋子君登壇〕

○小宮山洋子君　泉健太議員から民主党の議員立法についていた質問のうち、私から三問について答えさせていただきます。

まず、損害賠償等団体訴訟制度の必要性についてですが、消費者団体訴訟制度は、二〇〇〇年に増しています。学習教材や浄水器の訪問販売による被害などが後を絶たず、また、ダンシング事件も、消費者契約法ができたときから課題になっていたもので、当時、商工委員会での附帯決議にも明記をされています。当初、昨年の通常国会に政府案が提出されましたが、一年おくれて、ようやくこの国会に政府案が提出されました。

ところが、審議会での議論の中で、消費者被害を予防する差しとめ訴訟だけになり、被害を受け

た消費者を救済する損害賠償制度については、今回は見送られてしまいました。

民主党としては、消費者や消費者団体が待ち望んでいた消費者団体訴訟が実効性を持つためにも盛り込んだ法案を提出いたしました。

消費者被害の多くは、広い範囲で多くの人に被害が及びますが、一人一人の損害額がわずかなため訴訟を起こす人が少なく、被害者が救済されないままのことが多くなっています。

いままでのことはあります。

昨今の消費者トラブルの状況からして、損害賠償制度を設けることによって被害の救済の実効性を確保するとともに、悪質な事業者に不当に得た利益を吐き出させ、事後の不当な行為を抑制することがぜひ必要だと考えております。

次に、損害賠償制度の導入によつてどのような

損害賠償制度によって、例えば次のような場合に

損害賠償等団体訴訟が起こされることが予想され

ます。

一方で、質問者も述べられましたように、近

年、契約や勧誘などに関する消費者トラブルが急

てはいますが、十分に活用されているとは言えな

い状態です。

むつたほかの消費者を代表して、一括して訴えを

起こすことが認められています。日本でも、選定

当事者制度など、司法アクセスの改善が進められ

ていますが、十分に活用されているとは言えな

い状態です。

一方で、質問者も述べられましたように、近

年、契約や勧誘などに関する消費者トラブルが急

てはいますが、十分に活用されているとは言えな

い状態です。

むつたほかの消費者を代表して、一括して訴えを

起こすことが認められています。日本でも、選定

当事者制度など、司法アクセスの改善が進められ

ていますが、十分に活用されているとは言えな

い状態です。

一方で、質問者も述べられましたように、近

年、契約や勧誘などに関する消費者トラブルが急

てはいますが、十分に活用されているとは言えな

い状態です。

一方で、質問者も述べられましたように、近

年、契約や勧誘などに関する消費者トラブルが急

てはいますが、十分に活用されているとは言えな

い状態です。

一方で、質問者も述べられましたように、近

年、契約や勧誘などに関する消費者トラブルが急

てはいますが、十分に活用されているとは言えな

い状態です。

う、損害賠償制度を盛り込みました。

なお、乱訴のおそれがないように、差しとめ請

求では適格消費者団体は登録制なのに対しまし

て、損害賠償では裁判所に申請し許可を得ること

としております。

昨今の消費者トラブルの状況からして、損害賠

償制度を設けることによって被害の救済の実効性

を確保するとともに、悪質な事業者に不当に得た

利益を吐き出させ、事後の不当な行為を抑制する

ことがぜひ必要だと考えております。

次に、損害賠償制度の導入によつてどのような

損害賠償制度によって、例えば次のような場合に

損害賠償等団体訴訟が起こされることが予想され

ます。

一方で、質問者も述べられましたように、近

年、契約や勧誘などに関する消費者トラブルが急

てはいますが、十分に活用されているとは言えな

い状態です。

一方で、質問者も述べられましたように、近

年、契約や勧誘などに関する消費者トラブルが急

てはいますが、十分に活用されているとは言えな

〔枝野幸男君登壇〕
○枝野幸男君 残りの三問について、私からお答えをさせていただきます。

まず、適格消費者団体、どんな団体に適格性を与えるのかという論点でございます。

私たちも、質問にもございましたような趣旨から、できるだけ幅広く適格消費者団体を認めるべきであるというふうに考えております。

なぜ、民間でできることは民間でと言っている政府側の案がそうなっていないのか不思議だなと思つておりますが、先ほどの質問を聞いておりましたら、行政の対応こそが一番重要であるなどという質問が入つております。ああなるほど、やはり民間でできることは民間でというのはうそなんだなということがよくわかりました。

つまり、本来であれば、まさに当事者である消費者の方がみずから権利を救済する、それが民間でできることは民間での原則であります。しかし、先ほど来の御指摘のとおり、消費者と事業者との間では明らかに力関係の差がありますから、個人の消費者だけでやつてください、これでは不公平になる。

(号外)

官報

いう観点から、私どもは、政府案とは特に三つの点が違っております。

一点目は、適格性判断の仕組みであります。

政府案は、内閣総理大臣による認定制、つまり、行政による裁量によつて、こつちはオーケー、こつちはだめということを内閣総理大臣が判断できる、こういう中身になつております。私たちは、まさに行政の不当な介入の余地をつくらないということで登録制という制度にしていま

す。そのかわり、登録の要件についてしつかりと法律に明記をして、おかしな団体が登録をさ

れることがないように、しっかりと弊害除去の手当はしております。

二つ目、適格消費者団体の要件として、政府案には、特定非営利活動法人や公益法人であること

という限定、あるいは弁護士、司法書士その他の法律に関する専門的な知識経験を有する者が確保

されていることといった厳しい要件をつけておりま

す。そのため訴訟においては、弁護士を依頼す

ることはあるかもしれません、必ずしも組織の内部に法律の経験者がいる必要はない。あるい

は、現実社会において、消費者の皆さんの権利擁護のために消費生活協同組合や中間法人などが現に活動しているという実態をしつかりと踏まえる

ならば、あるいはまた、それぞれの地域ごとに、

事件の態様に応じて、比較的小規模な団体でも他

の要件を満たしているならばこうした訴訟が起こるようによつて、私たち、こうした余計な要件は設けておりません。

三番目には、先ほど来これは繰り返し出てきておりますが、私たちも損害賠償請求権の行使も

適格消費者団体に認めております。ただし、差しとめ訴訟においては、これは後でも申し上げます

が、その効力は限定的なものであります。が、損害賠償請求訴訟を認める場合には、逆に、

その効力を直接の当事者以外にも幅広く認めなければならぬ。その分、万が一にも弊害があつてはいけないという、その厳しさはより強い

わけでありますから、ですから、差しとめ請求の要件としての適格性は先ほど申し上げたようにで

きるだけ幅広く、ただし、損害賠償請求に当たつてはそこはしつかりと限定をさせていく。

しかも、その限定をさせていくやり方として、行政の裁量ではなくて、裁判の現場において、裁判所においての許可を必要とするということで、

不適切な団体による損害賠償請求訴訟の遂行がなされない担保をしつかりとつけているところであ

ります。

二つ目のお答えです。

裁判の効力がどこまで及ぶのかということで、政府案においては民事訴訟の基本原則を変えてい

るという指摘がございます。私もそのように考えています。民事訴訟においては、判決の効力は

訴訟の当事者にしか及ばない、これが大原則であ

ります。したがつて、その例外を設けるのである

ならば、その必要性と合理性が十分に吟味をされなければならぬと思つております。

民主党政案においても、損害賠償請求において

は、その判決の効力を当該適格消費者団体が当該

訴訟において代表すべき消費者すべてに及ぶとし

ております。したがつて、判決の効力を直接の当事者以外に及ぼすという例外を設けております。

しかし、これは、損害賠償等請求訴訟の趣旨

が、個々人では訴訟を起こすことが困難である消費者にかわって適格消費者団体が訴訟を起こし、勝った場合にはその反射的効果として訴訟の当事者ではない個々の被害救済がなされるという以上は、勝訴した場合だけではなくて敗訴した場合に

も当然その効力が及ばなければ不公平ですね。こ

ういう必要性に基づいて、しつかりと敗訴の場合でも勝訴の場合でもそこまで影響を及ぼすこと

にする。

ただし、この場合も、本人が知らないところで勝手に裁判を起こされてその判決の効力を及ぼさ

れる、これではかないません。したがいまして、こうした効力を及ぼす前提として、当該適格消費者団体によつて訴訟遂行されることを望まない被

害者に対しては、裁判所による公告の手続がなされ、除外の申し出を認めております。この除外の

申し出をした者には判決の効力は及ばないとい

ることで、しつかりと、この人たちには代表された

くないという人たちの権利も守るということで、実態に合つた対応をさせていただいております。

しかし、政府案の差しとめ訴訟においては、こ

うした形で民事訴訟の例外を設ける必要性には乏

しく、また、当該適格消費者団体によつて代表さ

れることを望まない被害消費者の権利を公正に保

障するための手続も確保されておりません。にも

かかわらず、そこに判決の効力を及ぼすというの

は、明らかに不当であります。

なお、乱訴、裁判がたくさん起きて事業者の正

當な利害が害されるおそれを強調する見解があり

ますけれども、これも訴訟の実態をわきまえない

暴論であると思つております。

仮に差しとめ請求訴訟の効力を、後に及ぶ、幅広い限りは最大限認めるのが当然である。こう

者団体に適格性を与えて、当事者の皆さんと協力をして自分たちの権利を守るという余地を、弊害をしていない限りは最大限認めるのが当然である。こう

官 報 (号 外)

池坊
保子君

石井 啓一君

次のとおりである。

衆議院議員鈴木宗男君提出在上海總領事館員の

対してどのような働きかけをしたか。

土元 池坊
清美君 保子君
菅野 塩川 石井
近鉄 改

一、昨十二日、議長において、次のとおり特

災害対策特別委員の辞任を許可し、

卷之三

補欠士元清美君

提出
管野
舊稿
這方
這三
和

一、昨十二日、議員から提出した議案は次のとお

政治資金規正法等の一部を改正する法律案(山
りである。

本拓君外三名提出)

(議案受領)

— 昨一二日 参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定

の締結について承認を求めるの件

鉄砲刀鎗類所持等取締法の一部を改正する法律

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定

の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

消防組織法の一部を改正する法律案 る法律案

(議案付託)

一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

(内閣提出第五一号) (参議院送付)

付託 法務委員会 第三〇号 (内閣提出) 基本法案 生活主

国土交通委員会付託

(議案送付)

一 去る十一日 参議院に送付した内閣提出案は

平成十八年四月十三日 衆議院会議録第二十二号 議長の報告

衆議院議員鈴木宗男君提出在上海總領事館員の遺書に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出裏金組織「ループル委員会」についての外務省ロシア課長の認識に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出日華平和条約に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木克昌君提出我が国の海外における資産等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員赤嶺政賛君提出力ネミ油症被害者の救済に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館の公金口座等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の遺書の所有権に関する質問に対する答弁書

在上海總領事館員の遺書に関する質問主意書

平成十八年三月三十一日提出
質問 第一九五号

提出者 鈴木 宗男

在上海總領事館員の遺書に関する質問主意書

一 平成十八年三月三十一日付読売新聞朝刊は、平成十六年五六六日に中華人民共和国上海市で自殺した在上海總領事館員（以下、「館員」という。）の遺書の要旨が掲載されているが、外務省は右報道を承知しているか。

二 「館員」の遺書に関する報道を読売新聞が行うことを外務省はいつ知ったか。

三 一の報道がなされる前に外務省は読売新聞に

五 一で報道された「館員」の遺書の内容は真実か。

六 一の報道がなされる前に外務省が「館員」の遺族に対し、読売新聞によつて遺書が報道される動きについて連絡したという事実があるか。

七 一の報道がなされた後に外務省が「館員」の遺族に対し、読売新聞によつて遺書が報道された事実について連絡したか。連絡したとすれば、それはいつか。

八 平成十八年一月三十一日付答弁書(内閣衆質一六四第三号)において、政府は、「館員は遺書を残しており、その写しが外務省に存在するが、遺書の内容等の詳細については、諜報活動及びその対応措置や館員のプライバシーにかかるものであり、また、御遺族の意向もあら明瞭かにすることは差し控えたい。」と答弁しているが、一の報道は遺族の意向を踏まえずになされたものと推定されるが、外務省の認識如何。

右質問する。

内閣衆質一六四第一九五号

平成十八年四月十一日

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員鈴木宗男君提出在上海總領事館員の遺書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す

〔別紙〕

一

衆議院議員鈴木宗男君提出在上海総領事館員の遺書に関する質問に対する答弁書

一について
外務省として、御指摘の報道は承知している。

二及び三について

御指摘の報道に関連して、本年三月三十日夜、読売新聞から外務省に対して取材があつた。

四及び八について

外務省としては、御指摘の報道を受けて、秘密保全調査委員会を招集し、秘密保全に関する事項について調査を行つてゐるところでもあります。御指摘の「遺書」の真偽については、お答えを差し控えたい。

五について

外務省としては、御指摘の報道を受け、秘密保全調査委員会を招集し、秘密保全に関する事項について調査を行つてゐるところである。

六及び七について

外務省として、御遺族に對して意を用いてきているところであるが、御遺族との関係にかんがみ、外務省と御遺族との間の連絡について明らかにすることは差し控えたい。

平成十八年三月三十一日提出
質問 第一九六号

裏金組織「ルーブル委員会」についての外務省ロシア課長の認識に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

裏金組織「ルーブル委員会」についての外務省ロシア課長の認識に関する質問主意書

一 平成十八年三月中旬、松田邦紀外務省欧州局記者との懇談の席で、「ルーブル委員会」に関する鈴木宗男の質問はどうやら切り抜けることができた。鈴木もそろそろ種切れで、この問題

でもう追及されることはないであろう。」との趣旨の発言をしたという事実があるか。

二 平成十八年三月中旬、「松田課長」が民放記者との懇談の席で、「ルーブル委員会」に関する鈴木宗男の質問はどうやら切り抜けることができた。鈴木もそろそろ種切れで、この問題

反映したものか。

三 平成十八年三月中旬、「松田課長」が霞クラブに所属する新聞記者との懇談の席で、「闇ルーブルはみんなやつていたことなのに、私だけが攻撃されるのは不當だ。幸い私は外務省内では評判が良く、幹部も守ることを決めていたので、七月のサンクトペテルブルグサミットまで

はロシア課長にとどまることになった。」との趣旨の発言をしたという事実があるか。

四 三の「松田課長」の発言は外務省の公式見解を反映したものか。

五 平成十八年三月下旬、「松田課長」が報道機関幹部との懇談の席上、「外務省としてもモスクワの裏金追及に関する鈴木宗男からの攻撃から逃げ切ることができると判断している。」との趣旨の発言をしたという事実があるか。

六 五の「松田課長」の発言は外務省の公式見解を反映したものか。

七 「松田課長」がソヴィエト連邦日本大使館に勤務していた時期に、私的に用いる闇ルーブルを小西正樹総括参事官より複数回購入していたという事実があるか。

八 小西正樹総括参事官の在任中に闇ルーブルの管理を総務担当書記官に移管したという事実があるか。

九 「松田課長」がロシア課長に就任した後提出した国家公務員倫理法に基づく贈与等報告書は何件か。

右質問する。

平成十八年三月三十一日提出
質問 第一九七号

日華平和条約に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一 ロシア連邦はソヴィエト社会主義共和国連邦と国家としての継続性を有する同一の国家か。

二 中華人民共和国は中華民国と国家としての継続性を有する同一の国家か。

右質問する。

内閣質一六四第一九六号

平成十八年四月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出裏金組織「ルーブル委員会」についての外務省ロシア課長の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出裏金組織「ルーブル委員会」についての外務省ロシア課長の認識に関する質問に対する答弁書

一から六までについて
外務省において、御指摘の「発言」があつたとの事実は確認されていない。

七及び八について
外務省において、御指摘の事実は確認されていない。

九について
外務省において、御指摘の事実は確認されていない。

内閣質一六四第一九七号

平成十八年四月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出日華平和条約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出日華平和条約に関する質問に対する答弁書

一について
ロシア連邦は、ソビエト社会主義共和国連邦

官報(号外)

と継続性を有する同一の国家であると考えている。

二について

政府は、昭和四十七年に、中華民国政府に代わつて、中華人民共和国政府を中国を代表する

政府として承認した。

三及び四について

日中間の戦争状態は、日本国と中華民国との間の平和条約(昭和二十七年条約第十号)第一条の規定に基づき、同条約が効力を生じた昭和二十七年八月五日に終了したというのが、政府の立場である。

平成十八年四月三日提出

質問 第一九八号

我が国の海外における資産等に関する質問主意書

提出者 鈴木 克昌

我が国の海外における資産等に関する質問主意書

近年我が国財政は極めて厳しい状況に置かれており、財政の健全化が喫緊の課題となつていている。

増税の前には歳出削減を行うべきであるという考え方には、広く一般国民の間でも支持されていると考えられる。また、歳出削減と併せて政府資産の圧縮、売却についても活発な議論が行われているところである。

一般に政府資産と言えば国内の国有財産を指す場合が多いと思われるが、所在地が海外である在外公館、また政府開発援助等の資産について、以下質問する。

一 海外にある日本国大使館、領事館の資産につ

いて、その資産の内容、所在地、現在価額、及び取得額を明らかにされたい。なお、主要先進国にある日本国大使館及び領事館については、個別に取得時期、取得額、取得方法についても併せて明らかにされたい。

二 我が国が諸外国に対して行つてある政府開発援助のうち、平成十六年度末における借款の残高はいくらか明らかにされたい。なお、借款残高が多い上位十カ国とその残高を明らかにされたい。

三 その他我が国政府が海外において保有する資産があれば、その資産の内容、所在地及び現在価額、並びに取得時期、取得方法、取得額を明らかにされたい。

四 政府が現在進めようとしている政府資産の圧縮、売却において海外に所在する政府資産も含めた対応をするのか否か、政府の基本的考え方を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六四第一九八号

平成十八年四月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木克昌君提出我が国の海外における資産等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員鈴木克昌君提出我が国の海外における資産等に関する質問に対する答弁書

三月三十一日現在、在外公館に所属する国有財産は、平成十七年

三について

平成十七年三月三十一日現在、在外公館以外

使館・事務所を始め計二百七十八件あり、その口座名、所在地、現在額、取得年月日、取得事由及び取得価格を明らかにされたい。

名、所在地、現在額、取得年月日、取得事由及び取得価格は、次のとおりである。

一 旧在中華民国大使公邸、台北市士林区公館

地段新安小段一二六の一、二億五千五百五十

八万一千三百三十三円、昭和四十三年十二月二

十八日、購入、二億二千七百七十九万一千八百

九十万円

二 旧在ドイツ日本国大使館職員宿舎一号、ド

イツ連邦共和国ボン市メーレム地区エルステ

ルンベエーレ六番地、一億四千二百四十二万

七千九百九十四円、平成元年六月二十八日、

購入、一億四千二百四十二万七千九百九十四

円

三 旧在チリ日本国大使館、チリ共和国サン

チャゴス島アメリコ・ヴェスپシオ一五九七番

地、四千百七十八万五千五百二十七円、昭和四

十六年十月二十七日、購入、三千九百九十六

万円

四 比島戦没者の碑、フィリピン共和国ルソン

島ラグナ州、二千三百十五万五千八百円、昭

和四十八年三月二十八日、新設、二千三百十

五万五千八百円

五 中部太平洋戦没者の碑、アメリカ合衆国自

治領北マリアナ諸島サイパン島マッピ、六百

七十七万七千円、昭和四十九年三月二十五

日、新設、六百七十七万七千円

六 南太平洋戦没者の碑、パプアニューギニア

独立国東ユーブリテン州ラバウル市、四千

二百四十八万一千五百五円、昭和五十六年三

月三十一日、新設、四千二百四十八万一千五百

十五円

七 ビルマ平和記念碑、ミャンマー連邦ヤンゴン市、四千三百四十三万千四百九円、昭和五十六年三月三十一日、新設、四千二百六十八万三千二百七十七円

八 ニューギニア戦没者慰靈碑、パプアニューギニア独立国東セピック州ウエワク市、五千五百十七万九千八百五十五円、昭和五十七年三月三十一日、新設、五千五百十七万九千八百五十五円

九 ボルネオ戦没者の碑、マレーシアサバ州ラブアン島、七千四百二万六千二百六十五円、昭和五十七年十月十二日、新設、七千三百二十八万七千三百三十円

十 東太平洋戦没者慰靈碑、マーシャル諸島共和国マジュロ島、六千七百四万三十六円、昭和五十九年三月十五日、新設、六千六百五十六万七千二百六十六円

十一 西太平洋戦没者の碑、パラオ共和国ペリリュー島、五千三百四十九万四千九百十九円、昭和六十年三月三十一日、新設、五千三百四十九万四千九百十九円

十二 北太平洋戦没者慰靈碑、アメリカ合衆国アラスカ州アラスカ、三千五百三十七万六千六百五十四円、昭和六十三年三月三十一日、新設、三千五百三十七万六百五十四円

十三 インド平和記念碑、インドマニプール州、千四百六万七千七百八円、平成六年三月二十二日、新設、千四百六万七千七百八円

十四 第二次世界大戦慰靈碑、インドネシア共和国パプア州ビアク島、六千二百九十三万五千七十四円、平成六年一月三十一日、新設、六千二百九十三万五千七十四円

十五 日本人死亡者慰靈碑、ロシア連邦ハバロフスク市、二千九百二十六万七千八百九十三円、平成七年七月二十五日、新設、二千九百二十六万七千八百九十三円

十六 クラスノヤルスク戦没者慰靈碑、ロシア連邦クラスノヤルスク市、百七十八万二百零八円、平成十二年十一月十日、新設、百七十八万二百零八円

十七 エラブガ戦没者慰靈碑、ロシア連邦タタールスタン共和国エラブガ市、百七十九万三千円、平成十二年十一月十三日、新設、百七十九万三千円

十八 モンゴル抑留中死亡者の碑、モンゴル国ウランバートル市、七千四百八十二万四千二百六円、平成十三年十月十五日、新設、七千四百八十二万四千二百六円

十九 ニジニ・タギル戦没者慰靈碑、ロシア連邦スベルドロフスク州ニジニ・タギル市、百六十八万七千七十五円、平成十三年十一月二日、新設、百六十八万七千七十五円

二十 チエルノゴルスク戦没者慰靈碑、ロシア連邦ハカシヤ共和国チエルノゴルスク市、八十七万八千円、平成十三年十一月八日、新設、百八十七万八千円

二十一 ハワイ標定局、アメリカ合衆国ハワイ州、六億九千七百三十一万四千七百七十八円、平成十二年三月二十七日、新設、八億千九百二十一万六千六百六十八円

二十二 オーストラリア標定局、オーストラリア連邦、六億四千二百二十二万五千四百二十円、平成十二年三月二十七日、新設、七億六千五百九十七万八千二百九十二円

四について
「行政改革の重要な方針」(平成十七年十二月二十四日閣議決定)において、一定の政策目的のために保有している外為資金、年金寄託金等及び売却困難な道路、河川等の公共用財産を除くこととしているが、海外の資産を含め、個々の政府資産については、当該資産の性質等に照らし、判断することとなる。

いなまれている。

国は、原因物質がダイオキシン類であると究明されたことを機として、二〇〇四年九月に油症診断基準の見直しを行つたものの、これによつて新たに認定された患者はわずか二十五名にとどまる。

そのうえ、国を相手取つた損害賠償請求の控訴審で一旦は勝訴し、被害者が手にした仮払金についても、その後、裁判そのものを取り下げた結果、国から返還請求がなされるなど、被害者は、経済的にも、精神的にも極めて追い詰められる状況にあり、必死で救済を求めている。

本事件は、原因企業に第一次的な責任があるといふものの、その規模と被害の深刻さかられば、到底一企業のみで担えるようなものではないことは誰がみても明らかである。国は、未認定被害者を含めた健康被害者の救済策を講じ、事件の早期解決を図るべきである。従つて、以下の事項について質問する。

カネミ油症被害者の救済に関する質問主意書

提出者 赤嶺 政賢

平成十八年四月三日提出
質問第一九九号

力ネミ油症被害者の救済に関する質問主意書

書

カネミ油症事件は、一九六八年に、福岡県や長崎県を中心西日本一帯で発生したP.C.B.(ボリ塩化ビフェニール)等の有毒物質に汚染された米ぬか油を摂取した約一万四千人が健康被害を訴えた、世界最大級ともいわれる食品公害事件である。

本事件について、当初は、米ぬか油の製造過程で混入したP.C.B.が原因物質であるとされていたが、その後、毒性の強いダイオキシン類のP.C.D.F.(ボリ塩化ジベンゾフラン)が主原因であることが判明した。

1 力ネミ油症事件が発生した当時、被害を届け出た方は一万四千三百二十人である。

この方々のうち油症診断基準によつて力ネ

ミ油症による食中毒被害者として認定された方は、千八百九十二名に過ぎず、残りの一万二千人余りの方々は、診断基準によつて認定されなかつたのである。しかし、この方々

は、いずれも汚染された米ぬか油を食べ、何らかの症状を訴え続けており、食品中毒による健康被害を受けたことが否定できない方々を経過した今なお、多くの被害者が全身疾患にさ

研究班の「油症診断基準(二〇〇四年九月二十九日補遺)」は、これまで蓄積された医学的、疫学的及び科学的知見に基づき策定されたものであると考えており、また、平成十六年九月二十九日の改定により、ダイオキシン類であるポリ塩化ジベンゾフラン(以下「PCDF」という。)の血中濃度に関する事項が当該油症診断基準に取り入れられており、現時点においては、当該油症診断基準の見直しが必要であるとは考えていない。

一の2について

カネミ油症の原因物質は、当初ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)のみと考えられていたが、油症研究班の研究により、昭和五十年にライスオイル中にPCDFが含有されていたことが判明し、昭和五十二年には、油症患者の脂肪組織及び肝臓中にもPCDFが検出されたこと等から、油症研究班においては、昭和五十八年の研究報告において、「油症原因物質としての主役はかつて考被られたPCBといふより、これに混在していた微量のPCDFであると考えられるに至つた。」としている。しかしながら、当時はダイオキシン類にどのような物質が含まれるということについては、整理されていなかつたところであり、厚生労働省としてPCDFをダイオキシン類と認識はじめた時期については、平成十三年十二月十一日の参議院決算委員会において、厚生労働省医薬局食品保健部長が厚生労働省としてPCDFをダイオキシン類というものと認識したというのは千九百八十年代の後半との答弁をしているところである。

一の3について
油症診断基準は、発病条件、重要な所見等を示したものであり、平成十六年九月二十九日の油症診断基準の改定においては、PCDFの血中濃度に関する事項が油症診断基準に取り入れられていると承知している。

一の4について

平成十六年九月二十九日の油症診断基準の改定以後、平成十八年四月一日までの間に、当該診断基準を参考に、関係都府県の知事によって新たに油症患者として認定された者は二十五人

であり、要経過観察とされた者は十人であると承知している。

また、この間にカネミ油症の認定について申請した者は百八十九人であり、そのうち、審査が終了した者は百八十八人であると承知している。

一の5について

厚生労働省においては、平成十六年九月二十九日に改定された油症診断基準を参考に、申請を受けた都府県の知事が適切にカネミ油症の認定の可否の判断を行い、その結果新たに認定された者が二十五人となつたものと考えている。しかしながら、当時はダイオキシン類にどのような物質が含まれるということについては、整理されていなかつたところであり、厚生労働省としてPCDFをダイオキシン類と認識はじめたところでは、平成十三年十二月十一日の参議院決算委員会において、厚生労働省医薬局食品保健部長が厚生労働省としてPCDFをダイオキシン類というものと認識したというのは千九百八十年代の後半との答弁をしているところである。

二について

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第二条

第三項において、「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることとされており、環境省においては、食用米ぬか油の製造工程中に直接PCBやPCDFが混入し、これを食べた者に健康被害を及ぼしたカネミ油症事件について、公害としてとらえて医療や保健に係る措置を講ずることは困難であると考えている。

三の1及び4について
カネミ油症事件における仮払金に係る国の不當利得返還請求権(以下「カネミ油症の仮払金債権」という。)について、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号。以下「債権管理法」という。)に基づき、債権免除に関する規定の適用の検討を含め、適切に対処してまいりたい。

なお、カネミ油症事件についての国に対する損害賠償請求訴訟は既に取り下げられており、仮払金を返還した債務者に対して国が補償金、見舞金等を支給することは、困難である。

三の2について

債権管理法第三十二条第一項では、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため債権管理法第二十四条第一項の規定により履行期限を延長する特約等をした債権について、当初の履行期限から十年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、

弁済することができることとなる見込がないと認められる場合には、当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができる旨を規定しているところ、お尋ねの「無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができることとなる見込みがないと認められる場合」については、個別具体的な事例に即して判断すべきものであるが、例えば、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による扶助を受けている場合が考えられる。

三の3について

カネミ油症の仮払金債権の債務者の収入、資産等の生活の実態については、カネミ油症の仮払金債権について債務者との間で履行期限の延長の特約等の調停等を行うに当たつて、関係資料の提出を求める等により、その実態の把握に努めてきたところであり、今後とも同様に対応する考えである。

四の1について
カネミ油症については、旧厚生省は、昭和四十三年十月十六日に、地方公共団体に調査及び国への報告を指示している。また、患者の発生が地域的に広範囲であり、不明な点も多かつたことから、油症研究班に診断基準の策定を依頼し、同月二十二日、診断基準を地方公共団体に示したところである。各地方公共団体の保健所においては、当該診断基準を踏まえて調査が実施された。当該調査の結果については、旧厚生省において「昭和四十三年全国食中毒事件録」を取りまとめている。

また、カネミ油症については、昭和四十三年

官報(号外)

の事件発生以降、旧厚生省及び厚生労働省において、油症研究班が行っている検診を活用すること等により、継続的に油症患者の実態の把握に努めているところである。

四の2について

厚生労働省においては、「汚染された米ぬか油」を食べ、健康被害を受けた未認定被害者やその子供（二世、三世を含む）について、関係都府県で、力ネミ油症の認定手続き等の広報を行い、円滑な申請が行われるよう配慮しているものと承知しており、また、油症患者と認定された場合には、油症研究班が行う検診を活用すること等により、継続的な実態の把握に努めていると考えである。

四の3について

油症患者に対する治療方法については、油症研究班により、昭和四十三年十月に「米ぬか油の食用によるいわゆる油症患者の暫定的治療指針」が、昭和四十五年一月に「油症の治療方針」が、昭和四十七年十月に「油症治療指針」が、昭和六十一年六月に「油症治療指針」の改定及び「油症患者の生活指針」が取りまとめられるなどの成果が挙げられているが、根治的な治療方法については未だ確立されておらず、最近では、漢方薬を活用した臨床試験等が実施されていると承知している。

旧厚生省及び厚生労働省においては、事件発生当初より、油症研究班の研究について、厚生労働科学研究費補助金等により補助を行つてきただところであり、引き続き、力ネミ油症に関する治療方法の研究を支援してまいりたい。

平成十八年四月三日提出
質問 第二〇〇号

在ロシア連邦日本国大使館の公金口座等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ロシア連邦日本国大使館の公金口座等に關する質問主意書

一 在ロシア連邦日本国大使館（以下、「大使館」）

二 「大使館」の館員がドイツ連邦共和国デュッセルドルフに個人口座を有しているか。当該個人

に公金口座を有しているか。

三 平成十八年三月三十一日付答弁書（内閣衆質

一六四第一七五号）において（以下、「答弁書」という。）政府は「大使館は、ロシア連邦以外の

國に公金口座を開設しているが、その理由及び

当該口座の所在国を明らかにすることは、外務

省としては、その事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること等の理由から、差し控え

いるか。

四 「大使館」の館員がドイツ連邦共和国デュッセルドルフに個人口座を有しているか。当該個人

に公金口座を開設に「大使館」の会計担当官が関与して

いるか。

五 「大使館」がロシア連邦以外の國に公金口座を開設していいる理由及びその口座の所在国を明らかにできない理由については、先の答弁書の七についてでお答えしたとおりである。

六 外務省在外公館の物資調達について定義されたい。

七 「大使館」はドイツ連邦共和国デュッセルドルフで物資調達を行つてているか。

八 言語問題する。

内閣衆質一六四第二〇〇号
平成十八年四月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館の公金口座等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館の公金口座等に関する質問に対する答弁書

本國大使館の公金口座等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館の住居手当に関する再質問に対する答弁書

平成十八年三月三十一日内閣衆質一六四第一七五号。以下「先の答弁書」という。)の七について

お尋ねについては、個人に関する情報である

ことから、外務省として答弁を差し控えたい。

三について

御指摘の「その事務の適正な遂行」とは、外務

省の在外公館の会計経理その他の事務の適正なら引き出した金員をロシア連邦に搬入する場合、ロシア連邦並びに公金口座の所在国により定められた通貨等の管理に関する法規を遵守しているか。

四について
いわゆる国民の知る権利については、十分尊重されるべきものであると認識している。なお、在ロシア日本国大使館がロシア連邦以外の國に公金口座を開設している理由及びその口座の所在国を明らかにできない理由については、先の答弁書の七についてでお答えしたとおりである。

五について
公金の移動については、一般に、接受国の法令を尊重して行う必要があると考える。

六及び七について
在外公館は、一般に、その活動に必要な物資を様々な場所において調達しているが、その詳細を明らかにすることは、外務省としては、その事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある等の理由から、差し控えたい。

平成十八年四月三日提出
質問 第二〇一号

外務省職員の遺書の所有権に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省職員の遺書の所有権に関する質問主意書

一 平成十八年二月十四日付答弁書（内閣衆質一六四第四八号）において、平成十六年五月六日に自殺した在上海總領事館員（以下、「館員」という。）について「複数の遺書が存在した」事実が

明らかにされたが、それぞれの遺書の所有権は誰に帰属するか。

二 「館員」の遺書は公文書か、私文書か、あるいは遺書の宛先により異なる扱いを受けるか、外務省の見解を明らかにしたい。

右質問する。

内閣衆質一六四第二〇一号

平成十八年四月十一日

内閣総理大臣

小泉純一郎

理由

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の遺書の所有権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の遺書の所有権に関する質問に対する答弁書

一及び二について

諜報活動及びその対応措置や御指摘の館員のプライバシーにかかるものであり、また、御遺族の意向もあり、明らかにすることは差し控えたいが、当該遺書については、外務省において保管されている。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

右

国会に提出する。

平成十八年二月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律

電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「平成十八年五月三十一日」を「平成二十三年五月三十一日」に改める。

成二十三年五月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

平成十八年四月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

総務委員長 中谷 元

衆議院議長 河野 洋平殿

元

第一条中「管理」を「管理」に、「特別の定」を「特別の定め」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

第三条第一項及び第四項中「これを」を削る。

第四条の見出し中「総括」を「総括」に改め、同

条第一項中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に、「管理及び処分の適正を期すため」を

「適正な方法による管理及び処分を行うため」に改め、同条第二項中「各省各府の長」を「各省各

府の長」に改める。

第六条中「これを」を削る。

第七条(見出しを含む)中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。

第八条の見出し中「引継」を「引継ぎ」に改め、

同条第一項中「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に改め、「これを」を削る。

第九条第二項中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。

第三章第一節中第十条の前に次の二条を加える。

期限を五年間延長しようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

平成十八年度一般会計予算に一億二千六百万円が計上されている。

右報告する。

第三章の二 立入り及び境界確定(第三十一條の二—第三十二条の五)

第四章 台帳、報告書及び計算書(第三十二條第三十八条)

第五章 雜則(第三十九条—第四十一条)

附則

第一条中「立入り及び境界確定(第三十一條の二—第三十二条の五)」を「立入り及び境界確定(第三十一條の二—第三十二条の五)」に改める。

第二条中「台帳、報告書及び計算書(第三十二條第三十八条)」を「台帳、報告書及び計算書(第三十二條第三十八条)」に改める。

第三条中「雑則(第三十九条—第四十一条)」を「雑則(第三十九条—第四十一条)」に改める。

第四条中「第三章の二 立入り及び境界確定(第三十一條の二—第三十二条の五)」を「第三章の二 立入り及び境界確定(第三十一條の二—第三十二条の五)」に改める。

第五条中「第四章 台帳、報告書及び計算書(第三十二條第三十八条)」を「第四章 台帳、報告書及び計算書(第三十二條第三十八条)」に改める。

第六条中「第五章 雜則(第三十九条—第四十一条)」を「第五章 雜則(第三十九条—第四十一条)」に改める。

第七条中「第六条中「これを」を削る。」を「第六条中「これを」を削る。」に改める。

第八条中「第七条(見出しを含む)中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。」を「第七条(見出しを含む)中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。」に改める。

第九条中「第八条の見出し中「引継」を「引継ぎ」に改め、」を「第八条の見出し中「引継」を「引継ぎ」に改め、」に改める。

第十条中「同条第一項中「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に改め、「これを」を削る。」を「同条第一項中「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に改め、「これを」を削る。」に改める。

第十一条中「第九条第二項中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。」を「第九条第二項中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。」に改める。

第十二条中「第三章第一節中第十条の前に次の二条を加える。」を「第三章第一節中第十条の前に次の二条を加える。」に改める。

第十三条中「第六条中「これを」を削る。」を「第六条中「これを」を削る。」に改める。

第十四条中「第七条(見出しを含む)中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。」を「第七条(見出しを含む)中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。」に改める。

第十五条中「第八条の見出し中「引継」を「引継ぎ」に改め、」を「第八条の見出し中「引継」を「引継ぎ」に改め、」に改める。

第十六条中「同条第一項中「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に改め、「これを」を削る。」を「同条第一項中「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に改め、「これを」を削る。」に改める。

第十七条中「第九条第二項中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。」を「第九条第二項中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。」に改める。

第十八条中「第三章第一節中第十条の前に次の二条を加える。」を「第三章第一節中第十条の前に次の二条を加える。」に改める。

第十九条中「第六条中「これを」を削る。」を「第六条中「これを」を削る。」に改める。

第二十条中「第七条(見出しを含む)中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。」を「第七条(見出しを含む)中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。」に改める。

第二十一条中「第八条の見出し中「引継」を「引継ぎ」に改め、」を「第八条の見出し中「引継」を「引継ぎ」に改め、」に改める。

第二十二条中「同条第一項中「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に改め、「これを」を削る。」を「同条第一項中「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に改め、「これを」を削る。」に改める。

第二十三条中「第九条第二項中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。」を「第九条第二項中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。」に改める。

第二十四条中「第三章第一節中第十条の前に次の二条を加える。」を「第三章第一節中第十条の前に次の二条を加える。」に改める。

第二十五条中「第六条中「これを」を削る。」を「第六条中「これを」を削る。」に改める。

第二十六条中「第七条(見出しを含む)中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。」を「第七条(見出しを含む)中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。」に改める。

第二十七条中「第八条の見出し中「引継」を「引継ぎ」に改め、」を「第八条の見出し中「引継」を「引継ぎ」に改め、」に改める。

第二十八条中「同条第一項中「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に改め、「これを」を削る。」を「同条第一項中「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に改め、「これを」を削る。」に改める。

第二十九条中「第九条第二項中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。」を「第九条第二項中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。」に改める。

第三十条中「第三章第一節中第十条の前に次の二条を加える。」を「第三章第一節中第十条の前に次の二条を加える。」に改める。

第三十一条中「第六条中「これを」を削る。」を「第六条中「これを」を削る。」に改める。

第三十二条中「第七条(見出しを含む)中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。」を「第七条(見出しを含む)中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。」に改める。

第三十三条中「第八条の見出し中「引継」を「引継ぎ」に改め、」を「第八条の見出し中「引継」を「引継ぎ」に改め、」に改める。

第三十四条中「同条第一項中「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に改め、「これを」を削る。」を「同条第一項中「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に改め、「これを」を削る。」に改める。

第三十五条中「第九条第二項中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。」を「第九条第二項中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。」に改める。

第三十六条中「第三章第一節中第十条の前に次の二条を加える。」を「第三章第一節中第十条の前に次の二条を加える。」に改める。

第三十七条中「第六条中「これを」を削る。」を「第六条中「これを」を削る。」に改める。

第三十八条中「第七条(見出しを含む)中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。」を「第七条(見出しを含む)中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。」に改める。

第三十九条中「第八条の見出し中「引継」を「引継ぎ」に改め、」を「第八条の見出し中「引継」を「引継ぎ」に改め、」に改める。

第四十条中「同条第一項中「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に改め、「これを」を削る。」を「同条第一項中「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に改め、「これを」を削る。」に改める。

第四十一条中「第九条第二項中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。」を「第九条第二項中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。」に改める。

第四十二条中「第三章第一節中第十条の前に次の二条を加える。」を「第三章第一節中第十条の前に次の二条を加える。」に改める。

第四十三条中「第六条中「これを」を削る。」を「第六条中「これを」を削る。」に改める。

第四十四条中「第七条(見出しを含む)中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。」を「第七条(見出しを含む)中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。」に改める。

び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならない。

第十条の前見出し中「總轄」を「總括」に改め、同条第一項中「国有財産の管理及び処分の適正を期するため必要がある」を「前条に規定する国有財産の適正な方法による管理及び処分を行うため必要がある」に、「その他国有財産の管理及び処分の適正を期するため」を「その他」に改め、同条第二項中「執つた」を「とつた」に改め、同条第四項中「貸付」を「貸付け」に、「確める」を「確かめる」に、「当該職員をして」を「当該職員に」に改める。

第十一条中「置かなければ」を「おかなれば」に改める。

第十三条第一項中「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「三千万円」を「一億五千万円」に、「除く外」を「除くほか」に、「三億円」を「十五億円」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「三千万円」を「一億五千万円」に、「除く外」を「除くほか」に、「三億円」を「十五億円」に改める。

第十五条中「会計をして」を「会計に」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「これを」を削る。

第十六条第一項中「取扱を「取扱い」に改め、同条第二項中「違反してなした」を「違反する」に改め、「これを」を削る。

第十八条第一項中「これを」及び「これに」を削り、同項ただし書を削り、同条第五項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第一項ただし書の地上権」を

「第二項第一号の貸付け、同項第五号の地上権若しくは同項第六号の地役権」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 国以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資するると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合(国と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。)において、その者(当該行政財産を所管する各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適當と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けるとき。

二 国が地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部(以下この条において「特定施設」という。)を國以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者(当該行政財産を所管する各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適當と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けることができる。

4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産であ

る他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならない。

第十条の前見出し中「總轄」を「總括」に改め、同条第一項中「国有財産の管理及び処分の適正を期するため必要がある」を「前条に規定する国有財産の適正な方法による管理及び処分を行うため必要がある」に、「その他国有財産の管理及び処分の適正を期するため」を「その他」に改め、同条第二項中「執つた」を「とつた」に改め、同条第四項中「貸付」を「貸付け」に、「確める」を「確かめる」に、「当該職員をして」を「当該職員に」に改める。

「第二項第一号の貸付け、同項第五号の地上権若しくは同項第六号の地役権」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

四 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和三十一年法律第二百十五号)第二条

第二項に規定する庁舎等についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で

定める場合において、国以外の者(当該庁

舎等を所管する各省各庁の長が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適當と

認める者に限る。)に当該余裕がある部分を貸し付けるとき(前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

五 行政財産である土地を地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合に該当する場合を除く。)の規定により、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

六 行政財産である土地を地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者(当該行政財産の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適當と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けるとき。

3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部(以下この条において「特定施設」という。)を國以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者(当該行政財産を所管する各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適當と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けることができる。

4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産であ

る土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとすると場合について準用する。

第十九条 第二十一条から第二十五条まで(前

条第二項第五号又は第六号の規定により地上

権又は地役権を設定する場合にあつては第二

十一条及び第二十三条を除き、前条第六項の規定により使用又は収益を許可する場合にあ

つては第二十一条第一項第二号を除く。)の規

定は、前条第二項第一号から第四号までの貸

付け、同項第五号の地上権若しくは同項第六

号の地役権の設定、同条第三項(同条第四項

において準用する場合を含む。)の貸付け又は

収益をさせる場合について準用する。

第二十条第一項中「これを」を削り、「貸し付け」の下に「管理を委託し」を加え、「これに」を削り、同条第二項中「特別の定」を「特別の定め」に改め、「これを」を削る。

第十九条 第二十一条を次のように改める。

(貸付期間)
第一 植樹を目的として土地及び土地の定着物(建物を除く。以下この条及び第二十七条において同じ。)を貸し付ける場合六十年以内

二 建物の所有を目的として土地及び土地の

定着物を貸し付ける場合において、借地権の存家法第二十二条の規定に基づく借地権の存

三 前二号の場合を除くほか、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合 三十年以内
四 建物その他の物件を貸し付ける場合 十年以内

2 前項の期間は、同項第二号に掲げる場合を除き、更新することができる。この場合においては、更新の日から同項各号に規定する期間とする。

第二十二条第一項中「これを」を削り、「以下

公共団体」を「以下「公共団体」に改め、同項第

一号中「屎尿処理施設」を「屎尿処理施設」に改め、同条第二項中「これを」を削る。

第二十三条中「これを割り、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、当該財産を所管する各省各庁の長は、借受人から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による貸付料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することができる。

第二十四条第二項中「因つて」を「よつて」に改める。
第二十五条第一項中「これを」を削り、「附する」を「付する」に改め、同条第二項中「基づき」を「基づき」に改める。
第二十六条中「前五条」を「第二十一条から前条まで」に改め、「道路」の下に「電線路」を、

「地上権」の下に「又は地役権」を加え、「貸付け」に、「場合に、これを」を「場合(次条の規定に基づいて)に」に改め、「貸付け」に、「場合に、これを」を「場合(次条の規定に基づいて)に」に改め、「これを」を「貸し付ける場合」に、「三十一年以内」に改め、「建物その他の物件を貸し付ける場合」に、「十年以内」に改める。

(管理の委託)

第二十六条の二 普通財産は、各省各庁の長が当該財産の有効な利用を図るため特に必要があると認める場合には、政令で定めるところにより、その適当と認める者に管理を委託することができる。

2 前項の規定による管理の委託を受けた者

(以下「管理受託者」という。)は、管理の目的を妨げない限度において、各省各庁の長の承認を受けて、当該普通財産を使用し、又は収益することができる。

3 管理受託者は、その管理の委託を受けた普通財産の管理の費用を負担しなければならない。
4 管理の委託を受けた普通財産から生ずる収益は、管理受託者の収入とする。ただし、その収益が前項の管理の費用を著しく超える場合は、その超える金額の範囲内で各省各庁の長の定める金額を国に納付しなければならない。

第三十条第一項中「これを」を削る。
第三十一条第一項中「これを」を削り、同項ただし書中「受けたもの」を「受けた者」に、「附し」を「付し」に改め、同条第二項及び第四項中「受けたもの」を「受けた者」に改める。
第三章の二 立入り及び境界確定」を「第三章の二 立入り及び境界確定」に改める。

第三十二条第一項中「立入り」を「立入り」に改め、同条第二項中「当該通知の内容を公告して、」を「当該通知は、公告をもつて」に改め、同条第三項中「かき」を「垣に、「立入り」を「立入り」に改め、同条第四項中「これを」を削り、同条第五項中「立入り」を「立入り」に改める。

第三十三条第一項中「左に」を「次に」に改め、「これ」を「第五条」に改め、同条第一項中「因つて」を「よつて」に改め、「立入り」を「立入り」に改める。

第三十四条第一項中「の外」を「のほか」に、

第三十五条第一項中「毎に」を「ごとに」に、

第三十六条第一項中「調製し」を「作成し」に改め、「これを」を「基づき」に、「調製しなれば」を「作成しなければ」に改める。

第三十七条第二項中「の外」を「のほか」に、

第三十八条第一項中「これを」を「基づき」に、「調製し」を「作成し」に改め、「これを」を「基づき」に、「調製しなければ」を「作成しなければ」に改める。

第三十九条本文中「これを」を「基づき」に、「これを」を「基づき」に、「調製しなければ」を「作成しなければ」に改める。

第四十条を削る。

第四十一条中「調製すべき」を「作成すべき」に改め、「朝鮮、台灣、樺太、南洋、関東州及び」及び「これを」を削り、同条を附則第二条とする。

第四十二条第一項中「売払」を「売払い」に、「貸付け」を「貸付け」に改め、同条第二項中「で、い触する」を「抵触する」に改め、同条を附則第三条とする。

第四十三条中「これを」を削り、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を附則第四条とする。

第四十四条及び第四十五条を削る。

第四十六条中「で、い触する」を「抵触する」に改め、同条を附則第五条とする。

第四十七条中「これを」を削り、同条を附則第六条とする。

第四十八条及び第四十九条を削る。

本則中第三十八条の四を第四十一条とし、第三十八条の三を第四十条とし、第三十八条の二官報(号外)を第三十九条とする。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第二条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「旧軍関係財産等の」を削る。

第二条第一項中「さん橋」を「桟橋」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第六条中「貸付」を「貸付け」に改める。

第六条の二第一項中「取りこわして」を「取り壊して」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第七条の前の見出しを「(条件付の)売払い又は貸付け」に改め、「埋立」を埋立てに、「売払又は貸付」を「売払い又は貸付け」に改め、同条第三項中「売払又は貸付」を「売払

い又は貸付け」に改める。

第八条中「売払又は貸付」を「売払い又は貸付け」に改め、同条第三項中「売払又は貸付」を「売払又は貸付け」に改める。

第九条の前の見出し、同条及び第九条の二を削る。

合において、同条第二項中「借受人」とあるのは「当該財産の譲渡を受けた者」と、「貸付料」とあるのは「売払代金又は交換差金及びそれらの利息の納付について準用する。この場

合において、同条第二項中「前条」を「第三条」に改め、「受けた場合」の下に「又は庁舎等についてに、その状況に関する資料若しくは報告を求めて、又は部下の職員に実地監査を行わせることができる。

第四条第一項中「前条」を「第三条」に改め、「受けた場合」の下に「又は庁舎等について国有財産法第十条第一項若しくは前条の規定により資料若しくは報告を受け、若しくは実地監査を行つた場合」を加え、「当該報告書に基き」を削り、同条第四項中「前二項」を「第一項、第二項及び前項」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同項後段を削り、同項を同条第五項として、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に、「ばかり」を「詰り」に、「きかなければ」を「聽かなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

に基づき國以外の者に當該余裕がある部分（次項において「余裕部分」という。）を貸し付けること。

7 財務大臣は、前項第三号の規定により國以外の者に余裕部分を貸し付けることを求めようとするときは、あらかじめ、財政制度等審議会に諮り、その意見を聽かなければならぬ。

第五条中「きいて」を「聴いて」に改め、同条第一号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二号中「あわせて」を「併せて」に改め、同条に次の一号を加える。

三 庁舎等とする目的をもつて政令で定める地震防災機能を發揮するために必要な建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地を取得し、これに伴つて不用となる庁舎等（使用調整又は国有財産法第十条の規定による国有財産の総括を行うことにより不用となる庁舎等であつて、当該取得に要する費用に充てる必要があると認められる国有財産を含む）の処分をするための当該国有財産の取得及び処分

(特定国有財産整備特別会計法の一部改正)

第四条 特定国有財産整備特別会計法（昭和五十三年法律第二十六号）の一部を次のよう改定する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国有財産法第十八条、第十九条及び第二十一条の改正規定並びに第二十六条の改正規定（「場合に、これを」を「場合（次条の規定に基づいて使用又は収益をさせる場合を除く。）について」に改める部分を除く。）、第三条の規定（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第五条の改正規定を除く。）並びに附則第四条の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）

二 第一条中国有財産法第二十三条に一項を加える改正規定及び第二条中国有財産特別措置法第十五条の改正規定（公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定めた（国有財産特別措置法の一部改正に伴う経過措置による改正前の国有財産特別措置法第十条第一項の規定によりされている管理の委託は、改正後の国有財産法第二十六条の二第一項の規定によりされている管理の委託とみなす。）

3 庁舎等の効率的な整備を推進するための措置として、使用調整等の結果不用となる庁舎等の処分収入を活用した地震防災機能の発揮との交換を行うことができるとしている。

1 国有財産の有効活用を促進するための措置として、借受庁舎等を財務大臣が行う使用調整及び実地監査の対象に追加するとともに、庁舎等のうち床面積又は敷地の余裕部分等について、國以外の者に貸し付けること等ができるとしている。

一層の効率的な活用を推進するため、国有財産制度について所要の改正を行ふものであり、その主な内容は次のとおりである。

4 国有財産行政における効率性の視点の明確化のための措置として、国有財産の管理及び処分について、効率的な運用を含めた原則を規定するとともに、財務大臣による国有財産の総括においても、各省各府の長に対し、同

第三条 第四条の規定の施行の際現に特定国有財産の取得に

「一般会計からの繰入金」を削り、「及び利子」の下に、「一般会計への繰入金」を加え、同条第二項中「一般会計からの繰入金」を「一般会計への繰入金」に改める。

第十一条第一項中「特定の国有財産の取得に

第三条 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の国有財産特別措置法第十条第一項の規定によりされている管理の委託は、改正後の国有財産法第二十六条の二第一項の規定によりされている管理の委託とみなす。

（特定国有財産整備特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

一 議案の目的及び要旨
本案は、最近における国有財産行政を巡る状況の変化に対応する等の見地から、国有財産の

原則に則った効率的な運用を求めることを明確にすることとする。

5 公園等の用途廃止等及び皇室用財産の寄附等による取得に際しての国會議決を必要とする金額基準を引き上げることとする。

6 この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における国有財産行政を巡る状況の変化に対応する等の見地から、国有財産の一層の効率的な活用を推進するため、国有財産制度について所要の改正を行うもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対する別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

一般会計予算に、約三億円が計上されている。なお、新たな交換制度導入による国有財産売扱見込額は、約百八十億である。

右報告する。

平成十八年四月十二日

財務金融委員長 小野 晋也

(別紙)

国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 現下の極めて厳しい国の財政事情に鑑み、国

にとって真に不用な国有財産については、売却などその有効活用に努めること。また、国が使用する必要のある国有財産については、財務大臣による監査及び使用調整を責任を持つて実施するとともに、民間の視点を積極的に取り入れ、PFIなど一層の効率的な活用に努めるこど。

二 国家公務員宿舎について

需要に限定し、合同宿舎化等により効率的に整備を推進すること。特に、東京二十三区内の宿舎については、都市再生や土地の高度利用等の観点から、その移転・跡地有効活用を促進すること。

三 国有財産の有効活用又は売却促進に資するため、貸付けを行う国の庁舎等の床面積の余裕部分の状況や売却可能なすべての未利用国有地に関する情報を適時に更新するなど、国民のニーズにより即応した情報を迅速に提供するよう努めること。

官 報 (号外)

第明治三十五年三月三十日
郵便物認可

平成十八年四月十三日 衆議院会議録第二十二号

発行所
二東京都一〇番地五番区八四四門二五丁目
独立行政法人国立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 一一〇円) 一本一一部